# 有効期間満了日令和6年3月31日熊生企第292号令和4年4月1日

還付金詐欺の被害防止に特化した緊急対策の実施について(通達)

本年3月末の「電話で『お金』詐欺」の被害状況(暫定)は、認知件数が45件、被害総額が約1億2,700万円と、前年同期比で34件、約8,234万円の増加となっており、被害総額では昨年1年間の被害額約1億7千万円に迫りつつある。また、還付金詐欺は認知件数24件、被害金額約2,200万円で、前年同期比で23件、約2,100万円の増加となるなど、危機的状況にある。

中でも、被害の大半を占める還付金詐欺対策については、「還付金詐欺の被害防止対策の集中的な実施について(通達)」(令和4年3月8日付け熊生企第190号)により、本年3月から5月までの3か月間を、還付金詐欺対策の集中的な実施期間として定め、警察署における各種取組を徹底して実施しているところであるが、現下の情勢を踏まえ、4月及び5月における取組を別添の「還付金詐欺緊急対策の具体的取組の実施要領」に基づき、緊急対策として確実に実施し、還付金詐欺対策の更なる強化を図られたい。

なお、部門横断的な取組の実施については、警察本部の各部と調整済みである。

### 還付金詐欺緊急対策の具体的取組の実施要領

## 1 犯人からの電話を直接受けないための対策

- (1) 被害届、被害相談、予兆電話の相談を受けた場合は、再び架電を受けた場合に備え、各署に配布してある「自動通話録音装置」又は本部で保管する「防犯機能付き電話機」を積極的に設置する。【生安】
- (2) 交番・駐在所員による以下の取組を推進する。【地域】
  - 高齢者方の巡連の積極的な実施
  - 「電話で『お金』詐欺」の手口等の説明
  - 常時、留守番電話の設定のサポート
  - 希望者に対する自動通話録音機又は防犯機能付き電話機の設置
- (3) 被害者のほとんどが女性の高齢者であることから、地域の婦人会等を通じた 啓発活動を実施する。【生安・地域】
- (4) あらゆる媒体を活用した広報啓発活動を推進する。【生安・地域】

## 2 「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」取組の推進(ストップ! ATMでの携帯電話運動)

(1) 荒尾署モデル床面表示物等の設置促進【生安】

荒尾署が実施している大胆なデザインの床面表示等について、管内のATMコーナー(被害の9割を占める肥後銀行、熊本銀行、郵便局を中心)における設置を、金融機関等の管理者に強く働きかける。

具体的には、各地区の金融機関防犯連絡協議会(以下「金防連」という。)に対して緊急会議の開催を打診し、同会議を通じて、又は、同会議に属する金融機関の支店長に直接面会するなどして、警察署長自ら金融機関に取組を働きかける等、効果的な働きかけを実施する。

(2) ストップ! ATMでの携帯電話運動について、あらゆる媒体を活用して広報 啓発を行う。【生安・地域】

#### 3 A T M設置場所での高齢者への声かけ等の戦略的な実施

(1) 金融機関の職員が、自店舗のATM利用者に対する声かけを強化するよう、 金防連等既存の会議を活用するなどして働きかける。

具体的には、各地区の金防連に対して緊急会議の開催を打診し、同会議を通じて、又は、同会議に属する金融機関の支店長に直接面会するなどして、警察署長自ら金融機関に取組を働きかける等、効果的な働きかけを実施する。【生安】

- (2) 生活安全課員による
  - 防犯パトロール隊との合同による、金融機関のATMコーナーを対象としたパトロールと利用者に対する声かけ等の実施
  - 防犯ボランティア団体が自らの取組としてATM警戒活動を行うよう、必要な情報提供の提供などの活動支援の実施

○ 管内のコンビニエンスストアに対し、店員によるATM利用者への声かけ の働きかけ

等を実施する。【生安】

- (3) 交番・駐在所員及び自動車警ら係員による
  - 金融機関やコンビニエンスストアへの立ち寄り
  - 支店長やオーナー等の管理者への特殊詐欺情勢等の情報提供や、AT M利用者への声かけの働きかけ
  - ATM利用者への声かけやチラシ等の啓発資料の配布

等を実施する。【地域】

(4) 被害が多発する時間帯(午後2時から午後5時)における金融機関やATM の警戒目的に、挙署体制を構築した上で、警察官によるパトロールを実施する。 【全部門】

## 4 部門横断的な取組の実施

部門横断的な対策として、

- 関係機関・団体との会合の機会等を利用した、還付金詐欺被害防止のための啓発活動の実施【全部門】
- 捜査活動従事中に、金融機関やコンビニエンスストア等を訪問した際の店舗管理者等への被害防止対策への協力依頼や、ATM利用者に対する声かけ等の実施【全部門】
- 高齢者に対する交通安全講話等の機会を利用した、還付金詐欺被害被害防止のための啓発活動の実施【交通】

などについても積極的な実施を図ること。